

JIS

電子機器用可変抵抗器—

第3部：品種別通則：

回転形精密級可変抵抗器

JIS C 5260-3 : 2000

(EIAJ)

平成 12 年 9 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電子機械工業会 **EIAJ** から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権(平成5年12月31日以前に出願された出願公開後の実用新案登録出願を含む。)又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 5260-3には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) **JIS**と対応する国際規格との対比表

部編成規格 この規格の部編成規格は、次による。

JIS C 5260群 電子機器用可変抵抗器

JIS C 5260-1 第1部：品目別通則

JIS C 5260-2 第2部：品種別通則：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器

JIS C 5260-2-1 第2部：ブランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-2-2 第2部：ブランク個別規格：ねじ駆動形及び回転形半固定可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-3 第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器

JIS C 5260-3-1 第3部：ブランク個別規格：回転形精密級可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-4 第4部：品種別通則：単回転電力形可変抵抗器

JIS C 5260-4-1 第4部：ブランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-4-2 第4部：ブランク個別規格：単回転電力形可変抵抗器 評価水準F

JIS C 5260-5 第5部：品種別通則：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器

JIS C 5260-5-1 第5部：ブランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準E

JIS C 5260-5-2 第5部：ブランク個別規格：単回転低電力形巻線及び非巻線可変抵抗器 評価水準F

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 9. 20

官 報 公 示：平成 12. 9. 20

原 案 作 成 者：社団法人日本電子機械工業会 (〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2-2 東京商工会議所ビル5階 TEL 03-3213-1075)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会 (部会長 鳳 純一郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 代表] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
第1章 一般事項	
1. 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 目的	1
1.3 引用規格	1
1.4 個別規格に規定する事項	2
1.4.1 外形図及び寸法	2
1.4.2 取付け	3
1.4.3 形状	3
1.4.4 抵抗変化特性	3
1.4.5 定格及び特性	3
1.4.5.1 定格抵抗値の範囲	3
1.4.5.2 バンプ及び衝撃	3
1.4.6 表示	3
1.4.7 発注時の情報	3
1.4.8 追加情報	3
1.5 表示	3
第2章 推奨定格, 特性及び試験の厳しさ	
2. 推奨定格, 特性及び試験の厳しさ	4
2.1 推奨特性	4
2.1.1 推奨耐候性カテゴリ	4
2.1.2 抵抗温度係数及び抵抗温度特性	4
2.1.3 抵抗値又は出力電圧比変化の限界	4
2.1.4 絶縁抵抗	5
2.1.5 抵抗変化特性	5
2.2 推奨定格値	5
2.2.1 定格抵抗値	5
2.2.2 定格抵抗値の許容差	5
2.2.3 定格電力	5
2.2.4 素子最高電圧	6
2.2.5 アイソレーション電圧	6
2.2.6 抵抗変化特性の一致性	6
2.2.7 駆動機構の回転数	6